

## 第5章 農業農村整備事業における環境への対応方策

### 5.1 各環境要素における保全・整備目標

各環境要素で掲げた基本方針に対する保全・整備の目標を以下のように設定する。

#### (1) 自然環境

##### 基本方針1

『豊かで美しい田園を守り育て、生き物との共生を図る』

##### 環境保全・整備目標

- 基本方針1 - 里地里山の生物多様性の保全
- 基本方針1 - 農村景観の保全・形成
- 基本方針1 - 水と緑のネットワークづくり
- 基本方針1 - 環境教育や自然とのふれあいの推進

#### (2) 社会環境

##### 基本方針2

『地域活動の活性化をさらに進め、農村の文化・伝統の保存・活用を図る』

##### 環境保全・整備目標

- 基本方針2 - 地域活動の意識の醸成、交流の促進
- 基本方針2 - 文化・伝統の利活用と継承

#### (3) 生産環境

##### 基本方針3

『安全・安心な農作物づくりに努め、持続可能な農業を展開する』

##### 環境保全・整備目標

- 基本方針3 - 環境保全型農業の推進
- 基本方針3 - 農業生産性の向上、経営基盤の強化
- 基本方針3 - 食育・地産地消の推進
- 基本方針3 - 農業・農村体験への取組の展開

## 5.2 環境保全のための対応方策・施策メニュー例

環境保全・整備を進めるにあたっての対応方策の体系や施策メニュー例は次のとおりである。

### (1) 自然環境

#### **基本方針1 - 里地里山の生物多様性の保全**

##### 農村生態系の保全・回復

農村には田畑、水路、ため池、屋敷林等多様な環境があり、それらは人が手を加えることで成立している自然(二次的自然)に含まれ、長い年月をかけてその自然に適応した様々な生き物が生息生育している。里地里山の手入れ不足による自然の質の変化は、生物の多様性が失われる大きな原因のひとつになっている。また、佐渡市で進められているトキの野生復帰への取組について、絶滅リスクの回避の観点から島外への分散飼育が検討されてきた。その結果、環境省は本市をトキの分散飼育実施地とすることを決定した。これらを踏まえ、生物、生態系に配慮した営農、農村整備を積極的に進めていく必要がある。

##### ・施策メニュー例：

多自然型手法による水路、ため池、農道、ほ場の整備 など



片側を石積みにした水路

#### **基本方針1 - 農村景観の保全・形成**

##### ア.自然・田園・集落の景観の調和

本市は美しい棚田や広大な水田帯を有する。農地を基調とする農村景観は日本人の原風景といえる。農村景観は、里山、田畑、水路、ため池、集落等の要素が有機的に結合することで形成され、新緑、紅葉、雪景色など四季折々の顔を持つ。これらは将来引き継ぐべき大切な財産・資源であり、また農村のアメニティ(快適性)の観点からも、保全・形成に努める必要がある。

##### ・施策メニュー例：

棚田の保全と観光資源としての利活用の推進 など

##### イ.農村景観に対する市民意識の醸成

農地の存在が和みや癒しになっていることは、市民の潜在的な心情である。その意識を醸成することで、農村景観の重要性の認識や郷土愛の育成につなげていく。

##### ・施策メニュー例：

インターネット等の多様なメディアによるすぐれた農村景観事例の紹介 など



棚田の眺望(山古志地域)

### 基本方針1 - 水と緑のネットワークづくり

#### ア.水路、ため池等の水質浄化の推進

農村地域での生物の重要な生息生育環境となる水路やため池等の水質が悪化することは、生物相の単純化につながり、農村アメニティの面でもマイナス要因となる。また農業用排水路の合流先である河川、さらにはその先の海の水質までも影響が及ぶことから、水のネットワーク内における水質の浄化は重要である。

・施策メニュー例：

水生植物利用や工法の工夫、適切な維持管理(底泥浚渫等)による水質の保全 など



水生植物を利用した排水路の水質浄化

#### イ.森と川、海をつなぐ「水の回廊」の維持・回復

水域を生息生育空間とする生物にとっては、水の存在は大前提であり、用排水路等の通年通水を保つ配慮が必要となってくる。また海水域と淡水域、河川と水路、水路と田んぼ等を行き来する水生動物にとってこれらの水域への往来を阻害されることは、種の存続に関わってくる。健全な水域の生態系の維持には、健全な水循環が欠かせない。

・施策メニュー例：

魚道等の設置による魚の往来障害の解消 など



妙見堰の魚道

#### ウ.「緑の多面的機能」の発揮

緑には、やすらぎの創出、景観形成、二酸化炭素の吸収、動物の生息地、防災等様々な機能がある。防災や動物の生息(移動)の観点では、緑の分布には面的な広がりや連続性があることが望ましい。その拠点となる農村地域での緑の保全や創出は、農村部だけでなく都市部の住民の参加、協力を得ながら進めていく必要がある。

・施策メニュー例：

農道や畦畔における「みどりの畦畔づくり運動」の推進 など

### **基本方針1 - 環境教育や自然とのふれあいの推進**

#### ア.環境教育の学校教育への積極的導入

近年行われ始めた「田んぼの生き物調査」を市内の全小学校に普及させる、或いは校内にビオトープをつくとといった、子供が自然とふれあう場と機会を創出する。

・施策メニュー例：

田んぼの生き物調査の継続的な実施 など



田んぼの生き物調査(長岡地域)

#### イ.動植物とふれあえる場の創出

農業農村整備事業において環境配慮型の整備を行う区域や箇所については、人の利用についても考慮し、観察や採集など自然を体験しやすい構造を取り入れる。

・施策メニュー例：

多自然型手法による水路、ため池、農道、ほ場の整備 など



石段を設置して親水性を向上させた排水路

## (2) 社会環境

### **基本方針 2 - 地域活動の意識の醸成、交流の促進**

#### ア.地域活動への参加意欲の醸成

福祉、環境、災害復興、地域安全等の分野で地域活動が展開されることで、地域の推進力が上昇する。地域住民、行政が互いの役割を分担する「協働」を進めるために、様々な活動への参加を地域住民に促していく必要がある。

・施策メニュー例：

地域活動の参加の場と機会の創出 など

#### イ.地域活動団体等のネットワークの形成・交流の促進

個々の活動団体の連携促進を図るため、団体間のネットワークを構築し、互いの相乗効果を高めていく。またどのような団体がどこでこういった活動をしているか等の情報を発信するなどして、地域間や団体間の交流を進める。

・施策メニュー例：

地図を利用した活動団体の情報の視覚化等多様な情報伝達手段の展開 など

### **基本方針 2 - 文化・伝統の利活用と継承**

#### ア.文化・伝統の多分野との連携

合併後大きく広がった本市には、各地域特有の文化・伝統があり、それらの特色を活かした保存や活用が必要である。各地域に散在する文化・伝統や、それらに伴うイベントや行事などについて、観光や産業上効果的な捉え方・協力・連携のあり方を検討し、様々な取組を立案、構築しながら、保存・活用を進めていく。またそれらの情報の発信も積極的に行っていく。

・施策メニュー例：

ITを活用した地域文化・伝統情報のデータベースの構築 など



丸太早切選手権（三島地域）

#### イ.後継者の育成と支援

文化・伝統を支える中心的な存在となる後継者・団体の育成は、地域全体の理解と協力が不可欠である。地域住民がそれぞれの文化・伝統に積極的に接して、地域の特性を理解し、その保護意識を高め、郷土愛を醸成していく必要がある。

・施策メニュー例：

文化・伝統とふれあう場と機会の創出 など



神楽舞（栃尾地域）

### (3) 生産環境

#### **基本方針 3 - 環境保全型農業の推進**

##### ア.有機農業及び健全な土づくりの推進

環境保全型農業は「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業」と定義されている。減減栽培をステップとして、有機農業への移行や畜産農家と連携した堆肥活用による「地力の増進」を環境保全型農業の骨格として進めていく。

・施策メニュー例：

減農薬減化学肥料栽培(5割減栽培等)の普及拡大 など

##### イ.エコファーマーの取組の支援

持続農業法に基づくエコファーマー<sup>1</sup>の数は平成20年3月末現在、全国で167,995人となっており(新潟県は9,906人で全国第2位、長岡市は平成19年12月末現在で1,853人)、毎年着実に増加している。今後もエコファーマーの数を増やしていくとともに、その取組への支援を行う。またエコファーマー要件のひとつに農業環境規範<sup>2</sup>の遵守があることから、稲わらの野焼き防止等作物残さの適正処理の啓発を進める。

・施策メニュー例：

環境保全型農業技術、先進的事例情報の収集及び提供 など

<sup>1</sup>土づくり技術等持続性の高い農業生産方式に一体的に取り組む計画を立てた者を都道府県知事が認定する。

<sup>2</sup>農業環境規範とは、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での自己点検用の基本的なポイント。

##### ウ.農村環境向上に資する作物の導入

遊休農地に景観形成のための景観作物を植える、或いは本市が推進する「ながおか菜の花プロジェクト」のように景観形成以外にも多面的な資源として利用できる菜の花の植え付けを行うなど、多様な資源的要素の観点からの農作物栽培の展開を進める。

・施策メニュー例：

菜の花やソバ等資源的要素のある作物の導入推進 など



菜の花

### 基本方針 3 - 農業生産性の向上、経営基盤の強化

#### ア.優良農地の保全と農業生産基盤の整備

効率的で安定的な農業経営実現のためには生産コスト低減等の取組が必要であり、大型機械や複合営農の展開を可能とする高効率、高生産性農業の推進、およびそれらの農地の保全の観点から生産基盤の整備を進める必要がある。

・施策メニュー例：

農業生産基盤整備の推進 など

#### イ.多様な担い手の確保や多様な主体の営農参加の推進

農家戸数の減少とともに農業後継者も減少しており、共同営農組織の形成や新規就農者の確保が急務であり、また農作業の受け皿となる組織作りも必要である。多様な主体の参入を促しながら、担い手確保、育成を進めていく。

・施策メニュー例：

定年帰農者、他産業からの新規参入、Uターン転入者等の受入環境の整備 など

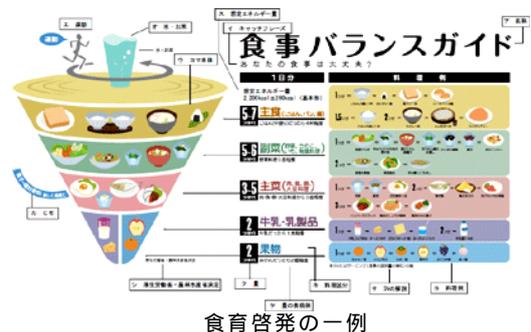
### 基本方針 3 - 食育・地産地消の推進

#### ア.食育の市民運動的な展開

食育を進めることは健康維持増進はもとより、地場産農産物の消費拡大にもつながることから、市民運動的な取組を強化していく。

・施策メニュー例：

インターネット等多様なメディアを利用した食育の普及啓発 など



#### イ.農産物の地元消費拡大の推進

地域で生産された農産物をできるだけ地域で消費するため、生産と消費の直接的な結び付けの場と機会を増やしていく。安全で安心、新鮮な食材が手に入るだけでなく、食べ物の輸送距離(フードマイレージ)を抑えることで地球環境負荷の軽減にもつながる。

・施策メニュー例：

農産物直売所の拡充と利用の利便性向上への支援 など



農産物直売所(小国地域)

### 基本方針3 - 農業・農村体験への取組の展開

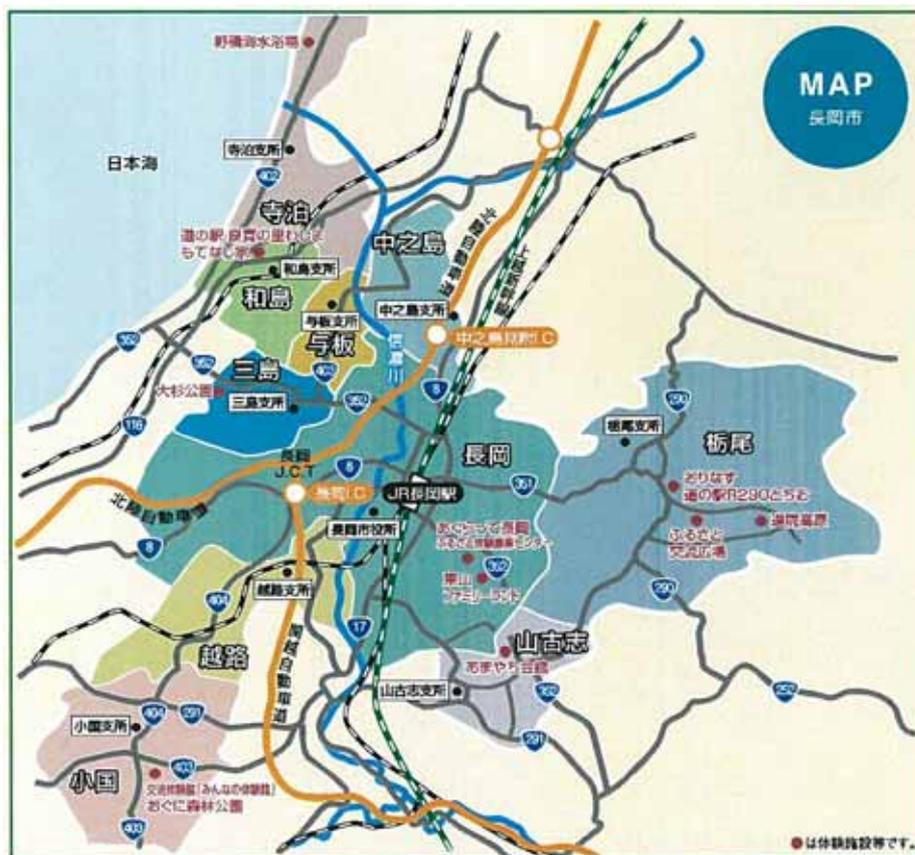
#### ア.グリーン・ツーリズムの推進

一般的にグリーン・ツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のことをいうが、滞在を伴わない農山漁村体験を通じた交流などもその一環として捉えられる。また、本市は山古志地域や小国地域、栃尾地域において降雪が多いことから、通常の農村体験の他に、農閑期となる冬の農家の「雪のある暮らしの体験」など、雪を活用した体験も可能である。

農家経済の停滞や過疎化、担い手不足等地域活力の衰退が懸念される一方で、都市住民の自然志向、健康志向といった心の豊かさ・やすらぎへのニーズの高まりが新たなビジネスチャンスになりつつある。今後もこの時代の趨勢を背景に、グリーン・ツーリズムを推進していく必要がある。

・施策メニュー例：

推進体制や体験プログラム等ソフト整備や明確な戦略の構築 など



長岡市グリーン・ツーリズムパンフレットより

## イ.農業体験機会の創出

田植え、稲刈り、収穫等の農業体験の機会を増やし、それらを通じて食や農業に対する理解や関心の向上を図る。

・施策メニュー例：

農業体験プログラムの構築と教育への導入推進 など



農業体験



農家おかあちゃんレストラン

## ウ.地域ぐるみの農地等維持管理活動の推進

現在も各地域で行われている「農地・水・環境保全向上対策事業」を今後も積極的に推進する。同事業の支援期間が終了した後も各地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動と環境保全活動を活性化し、継続していく必要がある。

・施策メニュー例：

維持管理活動を盛り込んだイベント等の実施 など



水路の生物調査(与板地域)



川の泥上げ(和島地域)



コスモス街道の草刈り(栃尾地域)



稲刈り体験(長岡地域)

各地域で展開されている農地・水・環境保全向上対策の取組

環境保全のための対応方策・施策メニュー例一覧表

自然環境

環境保全・整備目標	対応方策	施策メニュー例
基本方針 1 - 里地里山の生物多 様性の保全	農村生態系の保全・回復	・多自然型手法による水路、ため池、農道、 ほ場の整備
基本方針 1 - 農村景観の保全・ 形成	ア.自然・田園・集落の景観 の調和	・棚田の保全と観光資源としての利活用の推 進
	イ.農村景観に対する市民意 識の醸成	・インターネット等の多様なメディアによる すぐれた農村景観事例の紹介
基本方針 1 - 水と緑のネットワ ークづくり	ア.水路、ため池等の水質浄 化の推進	・水生植物利用や工法の工夫、適切な維持管 理(底泥浚渫等)による水質の保全
	イ.森と川、海をつなぐ「水 の回廊」の維持・回復	・魚道等の設置による魚の往来障害の解消
	ウ.「緑の多面的機能」の発 揮	・農道や畦畔における「みどりの畦畔づくり 運動」の推進
基本方針 1 - 環境教育や自然と のふれあいの推進	ア.環境教育の学校教育への 積極的導入	・田んぼの生き物調査の継続的な実施
	イ.動植物とふれあえる場の 創出	・多自然型手法による水路、ため池、農道、 ほ場の整備

社会環境

環境保全・整備目標	対応方策	施策メニュー例
基本方針 2 - 地域活動の意識の 醸成、交流の促進	ア.地域活動への参加意欲の 醸成	・地域活動の参加の場と機会の創出
	イ.地域活動団体等のネット ワークの形成・交流の促進	・地図を利用した活動団体の情報の視覚化等 多様な情報伝達手段の展開
基本方針 2 - 文化・伝統の利活 用と継承	ア.文化・伝統の多分野との 連携	・ITを活用した地域文化・伝統情報のデー タベースの構築
	イ.後継者の育成と支援	・文化・伝統とふれあう場と機会の創出

生産環境

環境保全・整備目標	対応方策	施策メニュー例
基本方針 3 - 環境保全型農業の 推進	ア.有機農業及び健全な土づくりの推進	・減農薬減化学肥料栽培(5割減栽培等)の普及拡大
	イ.エコファーマーの取組の支援	・環境保全型農業技術、先進的事例情報の収集及び提供
	ウ.農村環境向上に資する作物の導入	・菜の花やソバ等資源的要素のある作物の導入推進
基本方針 3 - 農業生産性の向上、経営基盤の強化	ア.優良農地の保全と農業生産基盤の整備	・農業生産基盤整備の推進
	イ.多様な担い手の確保や多様な主体の営農参加の推進	・定年帰農者、他産業からの新規参入、Uターン転入者等の受入環境の整備
基本方針 3 - 食育・地産地消の 推進	ア.食育の市民運動的な展開	・インターネット等多様なメディアを利用した食育の普及啓発
	イ.農産物の地元消費拡大の推進	・農産物直売所の拡充と利用の利便性向上への支援
基本方針 3 - 農業・農村体験への 取組の展開	ア.グリーン・ツーリズムの推進	・推進体制や体験プログラム等ソフト整備や明確な戦略の構築
	イ.農業体験機会の創出	・農業体験プログラムの構築と教育への導入推進
	ウ.地域ぐるみの農地等維持管理活動の推進	・維持管理活動を盛り込んだイベント等の実施